

生活困窮者住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、次の就職活動等要件を満たすこと及び市の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 月4回以上、市の面接等の支援を受ける。
 - (2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - (3) 週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受ける。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の規定による職業訓練受講給付金又は法令若しくは条例の規定による住居確保給付金に相当する給付を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員又は暴力団関係者ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員又は暴力団関係者にならないこと。
- 4 過去に、住居確保給付金又は住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当若しくは住宅支援給付事業による住宅支援給付の支給を受けていないこと（過去に支給を受けていたが、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除く。）。

同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動等を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合
 - (2) 常用就職をし、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
 - (3) 常用就職又は就労収入の報告を怠った場合
 - (4) 支給対象となっている住宅から退去した場合（借主の責めによらず転居せざるを得ない場合又は市等の指導により市内での転居が適当である場合を除く。）
 - (5) 偽りその他不正の手段により支給を受けようとし、又は受けたことが判明した場合
 - (6) 禁錮刑以上の刑に処された場合
 - (7) 申請者等が暴力団員又は暴力団関係者と判明した場合
 - (8) 生活保護法による保護を受ける場合
 - (9) 住居確保給付金の受取先である不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していることが確認された場合
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他の関係者に対し報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況につき、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員又は暴力団関係者の該当性の確認につき、市又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めること。
- 5 住居確保給付金の支給は、原則として、不動産媒介業者等の口座へ振り込まれることにより、申請者への支給となること。

年 月 日

（宛先）人間市長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約し、及び同意します。

申請者 氏名（記名押印又は署名）

Ⓢ

(裏面)

1 添付書類

(1) 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

(2) 離職等関係書類

2年以内に離職し、又は廃業したことが確認できる書類の写し

(3) 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入があるもの（未成年かつ就学中の者を除く。）についての、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日における残高が確認できる金融機関の通帳等の写し

2 追加提出書類

(1) 求職申込関係書類

公共職業安定所から交付を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写し

(2) 入居（予定）住宅関係書類

ア 住居喪失者

不動産媒介業者等から記載を受けた、入居予定住宅に関する状況通知書（様式第4号）

イ 住居喪失のおそれのある者

不動産媒介業者等から記載を受けた、入居住宅に関する状況通知書（様式第5号）